

◎新潟県告示第1340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年11月9日

新潟県村上地域振興局長

1 退 任

理事 村上市佐々木365番地2 稲垣 恒郎

退任年月日 平成24年10月26日